

令和6年6月

京 都 市  
〔保健福祉局〕  
〔子ども若者はぐくみ局〕

## 京都市における個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う 自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）及び 障害者自立支援医療特別対策費に係る経過措置について

日頃は、本市障害保健福祉施策及び児童福祉施策の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、令和6年度課税から適用される個人市民税所得割の納税義務のない方に対する均等割減免制度（以下「均等割減免制度」という。）の廃止に伴い、一部の市民において個人市民税区分が非課税から課税となります。

これにより、個人市民税の課税状況を基礎とし、自己負担額等を決定している福祉施策において、自己負担額等の上昇などの影響が生じます。

上記を踏まえ、対象となる方への負担軽減を行うため、影響が生じる国民健康保険、後期高齢者医療、自立支援医療を始めとした47の福祉施策において、経過措置を行うこととしています。

については、自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）及び障害者自立支援医療特別対策費における経過措置の取扱いについて、下記のとおり、お知らせしますので、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 経過措置対象者について

次の(1)、(2)のすべてに該当する方

- (1) 令和5年度に、均等割減免制度により市民税が課されていない方で、令和6年度以降、前年度から継続して均等割減免制度廃止の影響を受け市民税が課される方、又はその方と同一世帯の方

ただし、世帯内に別の市民税が課される方がいない場合に限る。

- (2) 令和6年度以降において、令和5年度に利用されている福祉施策を利用される方

※ 令和5年度に利用された施策（令和5年度の市民税情報に基づき負担額等を判定した施策）が経過措置の対象施策となります。

#### 2 経過措置期間及び軽減率

経過措置期間を4年間とし、以下の軽減率で実施し、自己負担上限額を段階的に引き上げます。

- ・ 令和6年度：100%軽減（自己負担上限額等を非課税区分と同額に据置き）
- ・ 令和7年度：75%軽減
- ・ 令和8年度：50%軽減
- ・ 令和9年度：25%軽減

### 3 経過措置の実施方法

経過措置対象者に経過措置適用後の自己負担上限額を記載した受給者証を発行します。

※ 国民健康保険、後期高齢者医療、老人医療などの医療関係制度については、受診実績を踏まえ、本市から対象者に対して、影響額に相当する額の支給を行いますので、各医療機関での対応は必要ありません。

### 4 受給者証等の取扱いについて

#### (1) 受給者証における上限額の記載方法（記載イメージは別紙参照）

経過措置対象者の受給者証に経過措置適用後の自己負担上限額を記載します。

#### (2) 医療機関での取扱い

対象者から自己負担額を徴収する際、受給者証に記載された経過措置適用後の自己負担上限額に基づいて徴収いただきますようお願いいたします。

#### (3) 本市等への請求方法

経過措置適用後の金額により、従来どおりの方法で請求を行ってください。

### 5 参考

京都市情報館においても情報を掲載しておりますので、御参考ください。

(掲載場所) トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 社会福祉

⇒ 個人市民税の均等割減免制度廃止に伴う経過措置

(URL) <https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/46-6-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

### 6 問合せ先

#### (1) 均等割減免制度及び経過措置全体の取扱いに関すること

保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課分室（京都市福祉施策経過措置フォローアップセンター）

（電話：0120-115-011）

#### (2) 育成医療における取扱いに関すること

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

（電話：075-746-7625）

#### (3) 更生医療及び障害者自立支援医療特別対策費における取扱いに関すること

保健福祉局障害保健福祉推進室

（電話：075-222-4161）

#### (4) 精神通院医療における取扱いに関すること

保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課

（電話：075-314-0355）